

龍ヶ崎市と市内高等学校との連携協力に関する包括連携協定書（案）

龍ヶ崎市（以下「市」という。）と茨城県立竜ヶ崎第一高等学校、茨城県立竜ヶ崎第二高等学校、茨城県立竜ヶ崎南高等学校及び学校法人愛国学園愛国学園大学附属龍ヶ崎高等学校（以下「市内4高等学校」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、多様な分野において包括的な協力関係を築き、連携を深め、若者世代のまちづくりへの参画機会を増やすとともに、まちへの愛着・興味関心を醸成させ、継続的にまちづくりに関わり続ける土壌を育てていくことにより、ともに創るまちの実現に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 市及び市内4高等学校は、市の定める最上位計画に基づくまちづくりの実現及び市内4高等学校の掲げる教育目標、方針の達成に資するため、次に掲げる事項について連携、協力するものとする。

- (1) まちづくりの推進に関する事項
- (2) 人材育成に関する事項
- (3) 地域の活性化に関する事項
- (4) 高等学校教育の推進に関する事項
- (5) その他前条の目的を達成するために、市及び市内4高等学校が必要であると認める事項

（協議事項）

第3条 市及び市内4高等学校は、前条に規定する連携、協力の内容及び実施方法その他必要な事項については、事業ごとにその都度協議して定めるものとする。

（連絡調整窓口）

第4条 市及び市内4高等学校は、前条の協議事項の円滑な推進を図るため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議するものとする。

（情報発信・保護）

第5条 市及び市内4高等学校は、連携、協力に当たり、事業内容を積極的に発信するものとする。ただし、個人に関する情報について、事前に同意を得た情報以外は、第三者に提供し、又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第6条 この包括連携協定の有効期間は、包括連携協定締結の日から1年間とする。ただし、この包括連携協定の有効期間が満了する30日前までに、市及び市内4高等学校のいずれからも書面による改廃の申し出がないときは、有効期間が満了する日からさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 この包括連携協定に定めのない事項及びこの包括連携協定に関し疑義が生じた事項については、市及び市内4高等学校がその都度協議の上、定めるものとする。

この包括連携協定の締結を証するため、本書5通を作成し、市及び市内4高等学校それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和6年3月25日

龍ヶ崎市3710番地
龍ヶ崎市 長

龍ヶ崎市248番地
茨城県立竜ヶ崎第一高等学校長

龍ヶ崎市3087番地
茨城県立竜ヶ崎第二高等学校長

龍ヶ崎市北方町120番地
茨城県立竜ヶ崎南高等学校長

龍ヶ崎市若柴町2747番地
学校法人愛国学園
愛国学園大学附属龍ヶ崎高等学校長